

相続財産清算人・相続財産管理人による 遺言書保管事実証明書・遺言書情報証明書の交付の請求について

民法第952条第1項の規定により選任された相続財産清算人又は同法第897条の2第1項の規定により選任された相続財産管理人は、相続人の法定代理人の資格で、遺言書保管事実証明書又は遺言書情報証明書の交付の請求をすることができます。

この場合には、法定代理人の資格を証明する書類（法務局における遺言書の保管等に関する省令（令和2年法務省令第33号。以下「遺言書保管省令」という。）第34条第1項第7号・第44条第1項第6号）として、作成後3か月以内の、家庭裁判所の相続財産清算人（相続財産管理人）選任審判書又は相続財産清算人（相続財産管理人）証明書を添付してください。

なお、相続財産法人が成立している場合の留意事項は、次ページ以降のとおりです。

＜相続財産法人が成立している場合の遺言書保管事実証明書の交付請求書の添付書類の留意事項＞

① 遺言者が死亡したことを証明する書類（遺言書保管省令第44条第1項第1号）

家庭裁判所の相続財産清算人（相続財産管理人）選任審判書又は相続財産清算人（相続財産管理人）証明書を添付すれば足ります。

② 請求人の氏名及び住所等を証明する書類（遺言書保管省令第44条第1項第2号）

死亡した者の氏名及び最後の住所が記載された住民票の除票の写し等を添付してください。

なお、家庭裁判所の相続財産清算人（相続財産管理人）選任審判書又は相続財産清算人（相続財産管理人）証明書に死亡した者の氏名及び最後の住所が記載されている場合には、これらの審判書又は証明書を添付することで足ります。

③ 請求人が相続人に該当することを証明する書類（遺言書保管省令第44条第1項第3号）

家庭裁判所の相続財産清算人（相続財産管理人）選任審判書又は相続財産清算人（相続財産管理人）証明書を添付することで足ります。

④ 法定代理人の資格を証明する書類（遺言書保管省令第44条第1項第6号）

家庭裁判所の相続財産清算人（相続財産管理人）選任審判書又は相続財産清算人（相続財産管理人）証明書を添付してください。なお、作成後3か月以内のものに限られます。

＜遺言書保管事実証明書の受領について＞

① 窓口で受領する場合（遺言書保管省令第36条第1号・第46条）

公的機関から発行された顔写真付き身分証明書（マイナンバーカード等）を提示していただく必要があります。顔写真付き身分証明書の住所と、請求書に記載の住所が異なる場合には、弁護士会・司法書士会等が作成した証明書など、同一人であることを関連付ける資料を提出してください。

② 郵送で受領する場合（遺言書保管省令第36条第2号・第46条）

請求書に記載された法定代理人の住所宛てに送付します。

<相続財産法人が成立している場合の遺言書情報証明書の交付請求書の記載の留意事項 1 / 3>

別記第8号様式（第33条第1項関係） 請求年月日 令和 年 月 日

請求先の遺言書保管所の名称 (地方)法務局 支局・出張所

遺言書情報証明書の交付請求書

【請求人欄】※請求人の氏名、住所等を記入してください。また、該当する□にはレ印を記入してください。

請求人の資格 ☐ 1:相続人/2:相続人以外	
請求人の氏名 姓	亡●●相続財産
名	
請求人の出生年月日	☐ 1:令和/2:平成/3:昭和/4:大正/5:明治 年 月 日
請求人の会社法人等番号	
請求人の住所 〒	
※亡●●の最後の住所を記入する	
番地	
建物名	
☒ 法定代理人による請求の有無	氏名: 亡●●相続財産清算人 ▲▲
(注) 法定代理人による請求の場合には、レ印を記入してください。	住所: 家庭裁判所の選任審判書等に記載された住所を記入する。
法定代理人の氏名及び住所	
請求人又は法定代理人の電話番号	

5001

ページ数 1 /

「請求人の資格」欄は、1 を選択してください。

「請求人の氏名又は名称」の姓の欄に、「亡●●相続財産」と記入してください。名の欄は空欄としてください。

「請求人の出生年月日」欄と「請求人の会社法人等番号」欄は、空欄としてください。

「請求人の住所」欄には、亡●●の最後の住所を記入してください。

「法定代理人による請求の有無」のチェックボックスに✓印を記入し、右の欄に、記載例のように記入してください。

相続財産清算人（相続財産管理人）の電話番号を記入してください。

<相続財産法人が成立している場合の遺言書情報証明書の交付請求書の記載の留意事項 2 / 3 >

【請求人本人の確認・記入欄】※以下の事項について、該当するものがあれば□にレ印を記入してください。

- ☐ 遺言書情報証明書の交付を受けた。
- ☐ 遺言書の閲覧をした。
- ☐ 遺言書保管ファイルの記録の閲覧をした。
- ☐ 遺言書保管事実証明書の交付を受けた。
- ☐ 遺言書が保管されている旨の通知を受け取った。

(注) 請求書の記載や添付が必要とされている証明書などの書類を一部省略できる場合があります。

請求通数 通

手数料の額 円

(注) 手数料の額は、必要な通数分(1通につき1,400円)の額を記入してください。

請求人又は法定代理人の
記名

亡●●相続財産清算人 ▲▲

備考欄

➤ 記載例のように記入してください。



5003

ページ数

3 /

＜相続財産法人が成立している場合の遺言書情報証明書の交付請求書の添付書類の留意事項＞

① 遺言者の出生時からの戸除籍謄本等（遺言書保管省令第34条第1項第1号）

民法第891条の規定に該当し若しくは廃除によって相続権を失った者又は相続の放棄をした者がいる場合には、法務局からこれらの者に対して通知を送付する必要があることから、該当者の確認のため、原則どおり、遺言者の出生時からの戸除籍謄本等を添付する必要があります。該当者がいる場合には、原則どおり、その者の戸籍謄本等も添付する必要があります。

なお、法定相続情報一覧図の写しによってもできますが、廃除された者がいる場合には、その者は法定相続情報一覧図の写しに記載されないため、その者の戸籍謄本等を併せて添付する必要があります。

② 相続人の住所を証明する書類（遺言書保管省令第34条第1項第2号）

民法第891条の規定に該当し若しくは廃除によって相続権を失った者又は相続の放棄をした者がいる場合には、その者の住所を証明する住民票の写し等を添付する必要があります。該当者がいない場合には、不要です。

③ 請求人の氏名及び住所等を証明する書類（遺言書保管省令第34条第1項第3号）

死亡した者の氏名及び最後の住所が記載された住民票の除票の写し等を添付してください。

なお、家庭裁判所の相続財産清算人（相続財産管理人）選任審判書又は相続財産清算人（相続財産管理人）証明書に死亡した者の氏名及び最後の住所が記載されている場合には、これらの審判書又は証明書を添付することで足りります。

④ 請求人が相続人に該当することを証明する書類（遺言書保管省令第34条第1項第4号）

家庭裁判所の相続財産清算人（相続財産管理人）選任審判書又は相続財産清算人（相続財産管理人）証明書を添付することで足りります。

⑤ 法定代理人の資格を証明する書類（遺言書保管省令第34条第1項第7号）

家庭裁判所の相続財産清算人（相続財産管理人）選任審判書又は相続財産清算人（相続財産管理人）証明書を添付してください。なお、作成後3か月以内のものに限られます。

＜遺言書情報証明書の受領について＞

遺言書保管事実証明書の場合の留意事項（P3）と同様です。